



# 新潟県報

発行 新潟県

第 20 号

平成26年3月14日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 主 要 目 次

### 訓 令

2 阿賀野川頭首工管理規程の一部改正（農地建設課）

### 告 示

- 325 免税軽油使用者証の亡失届（税務課）
- 326 新潟県イノシシ保護管理計画の縦覧（環境企画課）
- 327 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の一部改正（環境対策課）
- 328 公衆浴場入浴料金統制額の指定（生活衛生課）
- 329 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 330 換地処分の届出（農地整備課）
- 331 公共測量の終了通知（監理課）
- 332 道路の区域変更（道路管理課）
- 333 道路の供用開始（道路管理課）
- 334 道路の区域変更（道路管理課）
- 335 道路の供用開始（道路管理課）
- 336 道路の区域変更（道路管理課）
- 337 道路の供用開始（道路管理課）
- 338 道路の区域変更（道路管理課）
- 339 道路の供用開始（道路管理課）
- 340 道路の区域変更（道路管理課）
- 341 道路の供用開始（道路管理課）
- 342 道路の区域変更（道路管理課）
- 343 道路の供用開始（道路管理課）
- 344 道路の区域変更（道路管理課）
- 345 道路の供用開始（道路管理課）
- 346 道路の区域変更（道路管理課）
- 347 道路の供用開始（道路管理課）
- 348 道路の区域変更（道路管理課）
- 349 道路の供用開始（道路管理課）
- 350 道路の区域変更（道路管理課）
- 351 道路の区域変更（道路管理課）
- 352 道路の供用開始（道路管理課）
- 353 道路の区域変更（道路管理課）
- 354 道路の供用開始（道路管理課）
- 355 道路の区域変更（道路管理課）
- 356 道路の供用開始（道路管理課）
- 357 道路の区域変更（道路管理課）
- 358 道路の供用開始（道路管理課）
- 359 道路の区域変更（道路管理課）
- 360 道路の供用開始（道路管理課）
- 361 道路の区域変更（道路管理課）

- 362 道路の供用開始 (道路管理課)
- 363 道路の区域変更 (道路管理課)
- 364 道路の供用開始 (道路管理課)
- 365 堤防と道路との兼用工作物の管理方法の協議成立 (河川管理課)
- 366 都市計画の図書の写しの縦覧 (下水道課)

**公 告**

- 技能検定の合格者の発表 (職業能力開発課)
- 一般競争入札の実施 (営繕課)
- 一般競争入札の実施 (出納局会計検査課)

**病院局公告**

- 一般競争入札の実施 (病院局総務課)
- 一般競争入札の実施 (病院局総務課)
- 一般競争入札の実施 (病院局総務課)
- 一般競争入札の実施 (病院局総務課)

**公安委員会規則**

- 2 新潟県警察組織規則の一部を改正する規則 (警務課)
- 3 新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則 (警務課)
- 4 新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則 (地域課)

訓 令

◎新潟県訓令第2号

新発田地域振興局

阿賀野川頭首工管理規程（平成元年3月新潟県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
(取水量)				(取水量)			
<b>第7条</b> 管理者は、次に掲げる水量の範囲内で次項に規定する取水計画書に基づき取水するものとする。				<b>第7条</b> 管理者は、次に掲げる水量の範囲内で次項に規定する取水計画書に基づき取水するものとする。			
区分 期間	(略)	右岸取水口	計	区分 期間	(略)	右岸取水口	計
4月1日から 4月25日まで	(略)	m <sup>3</sup> /s <u>10.808</u>	m <sup>3</sup> /s <u>14.718</u>	4月1日から 4月25日まで	(略)	m <sup>3</sup> /s <u>10.871</u>	m <sup>3</sup> /s <u>14.781</u>
4月26日から 5月15日まで	(略)	25.148	37.618	4月26日から 5月15日まで	(略)	25.211	37.681
5月16日から 7月10日まで	(略)	23.248	34.488	5月16日から 7月10日まで	(略)	23.311	34.551
7月11日から 8月20日まで	(略)	30.848	45.948	7月11日から 8月20日まで	(略)	30.911	46.011
8月21日から 9月5日まで	(略)	20.528	29.968	8月21日から 9月5日まで	(略)	20.591	30.031
9月6日から 翌年3月31日 まで	(略)	10.808	14.718	9月6日から 翌年3月31日 まで	(略)	10.871	14.781
2～5 (略)				2～5 (略)			
(関係機関に対する通知)				(関係機関に対する通知)			
<b>第9条の3</b> 管理者は、頭首工からの放流により下流の水位に急激な変動が生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、次に掲げる機関に対して放流を開始する1時間前までに放流の日時、放流量、下流の水位の上昇見込量等を加入電話により通知するものとする。				<b>第9条の3</b> 管理者は、頭首工からの放流により下流の水位に急激な変動が生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、次に掲げる機関に対して放流を開始する1時間前までに放流の日時、放流量、下流の水位の上昇見込量等を加入電話により通知するものとする。			
(1)～(10) (略)				(1)～(10) (略)			
<u>(11)</u> (略)				<u>(11)</u> 阿賀野川右岸水防事務組合			
<u>(12)</u> (略)				<u>(12)</u> (略)			
<u>(13)</u> (略)				<u>(13)</u> (略)			
				<u>(14)</u> (略)			

告 示

## ◎新潟県告示第325号

新潟県県税規則(昭和34年新潟県規則第63号)第108条の規定により、次の免税軽油使用者証は亡失した旨の届出があったので無効とする。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

業種	使用者証番号	有効期間	免税軽油使用者証に記載された使用者の住所及び氏名	交付地域振興局	紛失年月日
漁船以外の船舶	上振税 第1220001号	平成25年9月6日 ～ 平成27年3月31日	上越市港町2丁目10-63 株式会社 ミツミ	上越 地域振興局	平成25年 9月17日

## ◎新潟県告示第326号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条第1項の規定により、新潟県イノシシ保護管理計画を策定したので、同条第8項において準用する同法第4条第5項の規定により、当該計画を次のとおり縦覧に供する。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 縦覧期間

平成26年3月14日から平成26年4月11日まで

## 2 縦覧の場所

県民生活・環境部環境企画課、各地域振興局企画振興部、地区振興事務所

[本告示についての問い合わせ]

新潟県県民生活・環境部環境企画課鳥獣保護係

新潟市中央区新光町4番地1

電話： 025-280-5152

◎新潟県告示第327号

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（昭和53年4月28日新潟県告示第865号）の一部を次のとおり改正する。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																											
<p><u>環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項</u>の規定により、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号。以下「環境庁告示」という。）の別表2に掲げる類型をいう。以下同じ。）を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。</p> <p><b>別表</b> 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">水域</th> <th style="text-align: center;">該当類型</th> <th style="text-align: center;">達成期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;"> <u>弥彦・米山地先海域</u>                      （別記1の水域(弥彦地先)）                 </td> <td style="text-align: center;">海域A</td> <td style="text-align: center;">ア</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;"> <u>弥彦・米山地先海域</u>                      （別記2の水域(米山地先)）                 </td> <td style="text-align: center;">海域A</td> <td style="text-align: center;">ア</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">                     西頸城地先海域(別記3の水域)                 </td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) (略) (別記)                      1 関屋分水路右岸端から<u>相場川</u>河口左岸端に至る陸岸の地先海域                      2 <u>相場川</u>左岸端から<u>新堀川</u>河口左岸端に至る陸岸の地先海域                      3 (略)</p>	水域	該当類型	達成期間	(略)			<u>弥彦・米山地先海域</u> （別記1の水域(弥彦地先)）	海域A	ア	<u>弥彦・米山地先海域</u> （別記2の水域(米山地先)）	海域A	ア	西頸城地先海域(別記3の水域)	(略)	(略)	<p><u>公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）第1項</u>の規定により、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号。以下「環境庁告示」という。）の別表2に掲げる類型をいう。以下同じ。）を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。</p> <p><b>別表</b> 公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">水域</th> <th style="text-align: center;">該当類型</th> <th style="text-align: center;">達成期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;"> <u>弥彦・米山地先海域</u>                      （別記1の水域）                 </td> <td style="text-align: center;">海域A</td> <td style="text-align: center;">ア</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">                     西頸城地先海域(別記2の水域)                 </td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) (略) (別記)                      1 関屋分水路右岸端から<u>新堀川</u>河口左岸端に至る陸岸の地先海域                      2 (略)</p>	水域	該当類型	達成期間	(略)			<u>弥彦・米山地先海域</u> （別記1の水域）	海域A	ア	西頸城地先海域(別記2の水域)	(略)	(略)
水域	該当類型	達成期間																										
(略)																												
<u>弥彦・米山地先海域</u> （別記1の水域(弥彦地先)）	海域A	ア																										
<u>弥彦・米山地先海域</u> （別記2の水域(米山地先)）	海域A	ア																										
西頸城地先海域(別記3の水域)	(略)	(略)																										
水域	該当類型	達成期間																										
(略)																												
<u>弥彦・米山地先海域</u> （別記1の水域）	海域A	ア																										
西頸城地先海域(別記2の水域)	(略)	(略)																										

◎新潟県告示第328号

物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条、物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）第11条及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により、公衆浴場入浴料金統制額を次のとおり指定し、平成26年4月1日から施行する。

なお、平成18年12月新潟県告示第1765号（公衆浴場入浴料金統制額の指定）は、平成26年3月31日限りで廃止

する。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

大人料金 (12歳以上の者)	中人料金 (6歳以上12歳未満の者)	小人料金 (6歳未満の者)
420円	140円	70円

#### ◎新潟県告示第329号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、妙高市の一部を受益地域とする県営川上地区農業用排水施設整備(中山間地域総合農地防災)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間  
平成26年3月17日から平成26年4月14日まで
- 縦覧に供する場所  
妙高市役所
- その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

#### ◎新潟県告示第330号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する第54条第3項の規定により、十日町市長から県単農業農村整備事業下原田地区(全換地区)に係る換地処分をした旨の届出があった。

平成26年3月14日

新潟県十日町地域振興局長

#### ◎新潟県告示第331号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 作業種類 公共測量(修正数値図化 レベル2500)
- 作業期間 平成25年7月5日から平成26年1月31日まで
- 作業地域 新潟市中央区、東区、江南区、北区のそれぞれ一部

#### ◎新潟県告示第332号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 道路の種類 県道
- 路線名 小揚猿沢線
- 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
村上市釜杭字水上 499 番 1 から	新	4.2～14.6メートル	468.8メートル
同市笹平字ハヘシリ1795番4まで	旧	4.0～14.6メートル	467.7メートル

## ◎新潟県告示第333号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 小揚猿沢線
- 2 供用開始の区間  
村上市釜杭字水上499番1から同市笹平字ハヘシリ1795番4まで
- 3 供用開始の期日 平成26年3月14日

## ◎新潟県告示第334号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 黒俣越後下関停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
岩船郡関川村大字金俣 261 番 7 から	新	8.6～41.6メートル	830.0メートル
同郡同村大字金俣641番1まで	旧	5.4～18.4メートル	883.3メートル

## ◎新潟県告示第335号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 黒俣越後下関停車場線
- 2 供用開始の区間  
岩船郡関川村大字金俣261番7から同郡同村大字金俣641番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年3月14日

## ◎新潟県告示第336号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 3月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鶴岡村上線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
村上市三面字三面山176林班イ小班から 同市岩崩字中畠1133番1まで	新	(A) 4.4~83.4メートル	37,783.0メートル
村上市岩崩字雑木平152林班ハ小班から 同市岩崩字中畠1133番1まで		(B) 4.5~48.0メートル	2,117.9メートル
村上市三面字三面山176林班イ小班から 同市岩崩字中畠1133番1まで	旧	(A) 4.4~76.4メートル	37,783.0メートル
村上市岩崩字雑木平152林班ハ小班から 同市岩崩字中畠1133番1まで		(B) 4.5~48.0メートル	2,117.9メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第337号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 3月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 鶴岡村上線
- 2 供用開始の区間  
村上市岩崩字鷺ヶ巣1054林班イ小班から同市岩崩字鷺ヶ巣1054林班イ小班まで
- 3 供用開始の期日 平成26年 3月14日

◎新潟県告示第338号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成26年 3月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 室谷津川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
東蒲原郡阿賀町神谷字松坂乙 279 番から 同郡同町神谷字松坂沢甲1604番1まで	新	9.4~23.4メートル	502.1メートル
	旧	7.6~23.0メートル	504.5メートル

◎新潟県告示第339号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。



なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 室谷津川線
- 2 供用開始の区間  
東蒲原郡阿賀町神谷字松坂乙279番から同郡同町神谷字松坂沢甲1604番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年3月14日

◎新潟県告示第340号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 室谷津川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
東蒲原郡阿賀町豊川字木戸口甲337番1から 同郡同町豊川字木戸口甲271番1まで	新	9.2～12.0メートル	54.9メートル
	旧	9.2～11.7メートル	54.9メートル

備考 路線の重用  
一部区間県道柴倉津川線と重用

◎新潟県告示第341号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 室谷津川線
- 2 供用開始の区間  
東蒲原郡阿賀町豊川字木戸口甲337番1から同郡同町豊川字木戸口甲271番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年3月14日

◎新潟県告示第342号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柴倉津川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
-----	------	-------	-----

東蒲原郡阿賀町七名字栗山乙 3479 番 2 から 同郡同町七名字戸屋甲1242番 1 まで	新	5.5～38.0メートル	402.1メートル
	旧	5.5～15.6メートル	407.9メートル

◎新潟県告示第343号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 柴倉津川線
- 2 供用開始の区間  
東蒲原郡阿賀町七名字栗山乙3479番2から同郡同町七名字戸屋甲1242番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年3月14日

◎新潟県告示第344号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柴倉津川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
東蒲原郡阿賀町豊川字家ノ下乙 148 番 1 から 同郡同町豊川字木戸口甲271番 1 まで	新	11.2～59.0メートル	466.1メートル
	旧	5.7～14.0メートル	463.5メートル

備考 路線の重用  
 一部区間県道室谷津川線と重用

◎新潟県告示第345号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 柴倉津川線
- 2 供用開始の区間  
東蒲原郡阿賀町豊川字家ノ下乙148番1から同郡同町豊川字木戸口甲271番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年3月14日

◎新潟県告示第346号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所

所総務課において縦覧に供する。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中ノ沢内川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
東蒲原郡阿賀町中ノ沢字清水小屋136番から	新	8.8～41.0メートル	231.9メートル
同郡同町中ノ沢字清水小屋136番まで	旧	5.8～20.0メートル	235.3メートル

#### ◎新潟県告示第347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 中ノ沢内川線
- 2 供用開始の区間  
東蒲原郡阿賀町中ノ沢字清水小屋136番から同郡同町中ノ沢字清水小屋136番まで
- 3 供用開始の期日 平成26年3月14日

#### ◎新潟県告示第348号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中ノ沢内川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
東蒲原郡阿賀町上島字茗ヶ沢3941番から	新	13.8～24.0メートル	148.0メートル
同郡同町上島字茗ヶ沢3941番まで	旧	11.6～19.4メートル	147.7メートル

#### ◎新潟県告示第349号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 中ノ沢内川線
- 2 供用開始の区間  
東蒲原郡阿賀町上島字茗ヶ沢3941番から同郡同町上島字茗ヶ沢3941番まで

3 供用開始の期日 平成26年 3月14日

## ◎新潟県告示第350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 3月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柏崎高浜堀之内線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市竜光字頭なし1224番6から 同市竜光字頭なし1234番1まで	新	12.4～27.4メートル	168.8メートル
魚沼市竜光字頭なし1224番6から 同市竜光字頭なし1234番1まで	旧	(A) 12.4～27.4メートル	168.8メートル
魚沼市竜光字屏風岩767番8から 同市竜光字頭なし1225番まで		(B) 9.6～66.0メートル	698.5メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

## ◎新潟県告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 3月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小千谷十日町津南線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市姿甲2292番3から 同市安養寺乙183番1まで	新	8.8～38.8メートル	1,226.0メートル
	旧	5.6～38.8メートル	1,228.3メートル

## ◎新潟県告示第352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 3月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 小千谷十日町津南線
- 2 供用開始の区間  
十日町市姿甲2292番3から同市安養寺乙183番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年 3月14日

## ◎新潟県告示第353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 姿土市停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市姿甲2288番6から	新	10.6～18.2メートル	37.8メートル
同市姿甲2280番1まで	旧	9.2～17.4メートル	54.6メートル

備考 路線の起点を変更する区域変更

## ◎新潟県告示第354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 姿土市停車場線
- 2 供用開始の区間  
十日町市姿甲2288番6から同市姿甲2280番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年3月14日

## ◎新潟県告示第355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 252号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
柏崎市大字上田尻字宮田 1046 番から	新	8.5～23.2メートル	510.8メートル
同市大字上田尻字山向3594番3まで	旧	8.5～13.6メートル	511.3メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道291号と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 291号

## 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
柏崎市大字上田尻字山向 3594 番 3 から	新	8.5～23.2メートル	510.8メートル
同市大字上田尻字宮田1046番まで	旧	8.5～13.6メートル	511.3メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道252号と重用

## ◎新潟県告示第356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 路線名 一般国道 252号

2 供用開始の区間

柏崎市大字上田尻字宮田 1046 番から同市大字上田尻字山向 3594 番 3 まで

3 供用開始の期日 平成26年3月14日

## ◎新潟県告示第357号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 252号

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
柏崎市大字安田字梅ノ木 2037 番 2 から	新	8.3～17.6メートル	543.0メートル
同市大字安田字寺田1799番13まで	旧	8.3～17.6メートル	541.7メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道291号と重用

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 291号

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
柏崎市大字安田字寺田 1799 番 13 から	新	8.3～17.6メートル	543.0メートル

同市大字安田字梅ノ木2037番2まで	旧	8.3～17.6メートル	541.7メートル
--------------------	---	--------------	-----------

備考 路線の重用  
全区間一般国道252号と重用

#### ◎新潟県告示第358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 252号
- 2 供用開始の区間  
柏崎市大字安田字梅ノ木 2037 番 2 から同市大字安田字寺田 1799 番 13 まで
- 3 供用開始の期日 平成26年3月14日

#### ◎新潟県告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 353号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市高柳町石黒字山ゴ田107番1から	新	13.7～24.8メートル	35.0メートル
同市高柳町石黒字芝休129番8まで	旧	12.8～24.8メートル	35.0メートル

#### ◎新潟県告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 353号
- 2 供用開始の区間  
柏崎市高柳町石黒字山ゴ田107番1から同市高柳町石黒字芝休129番8まで
- 3 供用開始の期日 平成26年3月14日

#### ◎新潟県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鯨波宮川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
柏崎市大字安田字桜田2139番1から	新	17.8～39.4メートル	35.6メートル
同市大字安田字油田3475番1まで	旧	17.8～36.7メートル	35.4メートル

#### ◎新潟県告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 鯨波宮川線
- 2 供用開始の区間  
柏崎市大字安田字桜田2139番1から同市大字安田字油田3475番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年3月14日

#### ◎新潟県告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 白雲台乙和池相川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市山田字節黒 1601 番 1 から	新	8.0～45.5メートル	155.0メートル
同市山田字節黒1601番1まで	旧	6.7～36.0メートル	155.0メートル

#### ◎新潟県告示第364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 白雲台乙和池相川線
- 2 供用開始の区間  
佐渡市山田字節黒1601番1から同市山田字節黒1601番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年3月14日

#### ◎新潟県告示第365号



河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について次のとおり協議が成立した。

なお、関係図書は、新潟県長岡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成26年3月14日

新潟県長岡地域振興局長

1 河川の名称

一級河川信濃川水系栖吉川

2 河川管理施設の名称または種類

栖吉川右岸堤防

3 河川管理施設の位置

長岡市美沢四丁目58番11地先から

長岡市美沢二丁目13番5地先まで

4 管理を行う者の名称及び住所

名称 道路管理者

長岡市長 森 民 夫

住所 長岡市大手通1丁目4番地10

5 管理の内容

(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持

(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

平成26年2月25日から道路の存続する日まで

---

◎新潟県告示第366号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 変更に係る都市計画の種類及び名称

種類 小千谷都市計画下水道

名称 小千谷市公共下水道

2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局下水道課

公 告

技能検定の合格者の発表について（公告）

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項、第46条第2項及び職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条の規定により実施した平成25年度後期技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

等級 検定職種（作業名）

受検番号

特級

金属熱処理

A甲0001 A甲0002

機械加工

A甲0002 A甲0003 B0002 B0003

金型製作

A甲0001 B0002

機械保全

B0004

電気機器組立て

A甲0001 B0002

プリント配線板製造

A甲0001 A甲0002 B0001

プラスチック成形

A甲0004 B0001

## 1 級

さく井 (パーカッション式さく井工事作業)

A甲0003 A甲0006 A甲0007 A甲0011 C0002 C0003 C0004 C0006

(ロータリー式さく井工事作業)

A甲0002 A甲0005 A甲0008 A甲0013 A甲0014 A甲0016 A甲0017 C0001

C0002 C0003 C0005

金型製作 (プレス金型製作作業)

A甲0001 C0001

工場板金 (機械板金作業)

B0001 B0002 B0003

(数値制御タレットパンチプレス板金作業)

B0002 B0003 C0001

機械検査 (機械検査作業)

A甲0002 A甲0003 C0004

機械保全 (機械系保全作業)

A甲0002 A甲0003 A甲0005 A甲0006 A甲0008 A甲0011 A甲0014 A甲0016

A甲0018 A甲0019 A甲0029 A甲0030 A甲0031 A甲0032 A甲0033 A甲0035

A甲0036 A甲0038 A甲0039 A甲0040 A甲0042 A甲0044 B0001 B0002 B0003

B0004 B0005 B0007 B0008 B0010 B0013 B0016 B0017 B0018 C0001

C0002 C0006 C0011 C0012 C0014 C0015 D0001 D0002

(電気系保全作業)

B0001 B0003 C0003 C0004 C0005 C0006 C0008

(設備診断作業)

A甲0001 C0003 C0009 C0011 C0013 C0015 C0017

電気機器組立て (シーケンス制御作業)

C0002 C0003

半導体製品製造 (集積回路チップ製造作業)

A甲0003 C0001

(集積回路組立て作業)

C0001 C0002

プリント配線板製造 (プリント配線板製造作業)

A甲0001 A甲0004

自動販売機調整 (自動販売機調整作業)

A甲0004 A甲0007 A甲0008 A甲0009 B0002

空気圧装置組立て (空気圧装置組立て作業)

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005

農業機械整備 (農業機械整備作業)

A甲0002 A甲0003 A甲0005 A甲0009 A甲0010 A甲0011 A甲0012 A甲0013

A甲0015 A甲0016 A甲0018 A甲0019 A甲0020 B0003 B0005

冷凍空気調和機器施工 (冷凍空気調和機器施工作業)

A甲0002 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0009 B0002

B0003

婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）

A甲0001 C0001

和裁（和服製作作業）

A甲0004

強化プラスチック成形（エポキシ樹脂積層防食作業）

A甲0001 C0006

パン製造（パン製造作業）

B0001 C0004

菓子製造（洋菓子製造作業）

A甲0001

（和菓子製造作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0010 A甲0011

水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）

C0001

酒造（清酒製造作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008

A甲0009 A甲0010 A甲0011 A甲0012 A甲0013 A甲0014 B0001 C0001 C0002

建築大工（大工工事作業）

A甲0003 A甲0004 A甲0010 A甲0012 B0001 B0003 C0006 C0007 C0009

C0010 C0011 C0012

かわらぶき（かわらぶき作業）

A甲0002 A甲0003 A甲0005 C0001

配管（建築配管作業）

A甲0002 A甲0005 A甲0006 A甲0008 A甲0010 A甲0011 A甲0015 A甲0018

A甲0019 A甲0022 A甲0024 A甲0027 A甲0028 A甲0031 A甲0033 A甲0036

A甲0039 C0003 C0004 C0005 C0006 C0007 C0008 C0012 C0013

厨房設備施工（厨房設備施工作業）

A甲0002 A甲0003 A甲0004

型枠施工（型枠工事作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0010 A甲0011

A甲0012 A甲0014 A甲0015 A甲0016 A甲0017 A甲0018 A甲0019 A甲0020

A甲0021 C0001 C0003 C0004

鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

A甲0002 A甲0004 A甲0005 A甲0007 A甲0008 A甲0010

コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

A甲0002 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007

防水施工（アスファルト防水工事作業）

C0001

（合成ゴム系シート防水工事作業）

C0001

（塩化ビニル系シート防水工事作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 C0001 C0002 C0003 C0004 C0005

C0006 C0007

（改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）

C0001 C0002 C0003

カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）

A甲0002 A甲0007 A甲0008 B0001 B0002 B0003 C0001

ガラス施工（ガラス工事作業）

A甲0001 C0001 C0002

機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

A甲0003 A甲0007

電気製図(配電盤・制御盤製図作業)

A甲0005 C0002

金属材料試験(組織試験作業)

A甲0001

塗装(鋼橋塗装作業)

A甲0003 A甲0004 A甲0005 C0001 C0002 C0003 C0004 C0005 C0007 C0008  
C0009 C0010 C0011 C0012 D0001 D0002

義肢・装具製作(装具製作作業)

A甲0001 A甲0002

2級

さく井(パーカッション式さく井工事作業)

A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0008 A甲0010 A甲0012 A甲0013 A甲0014  
A甲0015 A甲0016 C0003 C0004 C0006 C0007 C0008 C0009 C0011

(ロータリー式さく井工事作業)

A甲0002 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0009 A甲0011  
A甲0014 A甲0015 B0002 C0001 C0003 C0004

鍛造(プレス型鍛造作業)

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004

機械加工(普通旋盤作業)

D0001

建築板金(内外装板金作業)

D0001

工場板金(機械板金作業)

A甲0003 A甲0005 A甲0006 C0001 C0002

(数値制御タレットパンチプレス板金作業)

C0001

機械検査(機械検査作業)

A甲0003 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0009 A甲0010 A甲0011  
A甲0018 A甲0019 A甲0024 A甲0025 A甲0028 A甲0032 A甲0034 A甲0038 C0001  
C0003 C0004 C0006 C0008 C0011 C0016 C0018 C0019

機械保全(機械系保全作業)

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0009 A甲0013 A甲0014 A甲0016 A甲0017  
A甲0020 A甲0021 A甲0022 A甲0023 A甲0024 A甲0026 A甲0027 A甲0028  
A甲0029 A甲0030 A甲0031 A甲0032 A甲0033 A甲0034 A甲0035 A甲0036  
A甲0038 A甲0039 A甲0040 A甲0041 A甲0042 A甲0043 A甲0044 A甲0046  
A甲0048 A甲0050 A甲0051 A甲0052 A甲0053 A甲0059 A甲0060 A甲0061  
A甲0062 A甲0063 A甲0064 A甲0067 A甲0071 A甲0072 A甲0073 A甲0075  
A甲0076 A甲0077 A甲0079 A甲0080 A甲0081 A甲0082 A甲0083 A甲0084  
A甲0085 A甲0086 A甲0087 A甲0088 A甲0089 A甲0090 A甲0092 A甲0093  
A甲0094 A甲0095 A甲0096 A甲0097 A甲0107 A甲0108 A甲0110 A甲0111  
A甲0112 A甲0113 A甲0115 A甲0120 A甲0123 A甲0125 A甲0126 A甲0127  
A甲0128 A甲0129 A甲0132 A甲0138 A甲0139 A甲0140 B0001 B0002 B0005  
B0006 B0008 B0009 B0010 B0011 B0012 B0013 B0014 B0016 B0018  
B0019 C0005 C0006 C0007 C0008 C0009 C0011 C0016 C0018 C0020  
C0021 C0022 C0023 C0024 C0028 D0001

(電気系保全作業)

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0006 A甲0007 C0001 C0013 C0014 C0015

(設備診断作業)

A甲0001 A甲0003 C0001 C0002 C0003 C0004

電気機器組立て(シーケンス制御作業)

A甲0002 A甲0006 C0002

半導体製品製造（集積回路組立て作業）

C0001

プリント配線板製造（プリント配線板製造作業）

A甲0001

自動販売機調整（自動販売機調整作業）

A甲0003 C0001

時計修理（時計修理作業）

A甲0001 C0001

空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0006 A甲0008 C0001

農業機械整備（農業機械整備作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0008 A甲0010

A甲0011 A甲0012 A甲0013 A甲0014 A甲0015 A甲0017 A甲0018 A甲0019

A甲0020 A甲0021 A甲0023 A甲0024 A甲0025 A甲0026 A甲0028 A甲0029

A甲0030 A甲0032 B0001 B0003 B0005 B0007 B0008 C0001

冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）

A甲0004 A甲0011 A甲0012 A甲0013 B0001 B0003

婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）

A甲0001

和裁（和服製作作業）

C0002

パン製造（パン製造作業）

A甲0001 A甲0003 A甲0004 A甲0008

菓子製造（洋菓子製造作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007

（和菓子製造作業）

A甲0001 A甲0002

水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0005

酒造（清酒製造作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008

A甲0009 A甲0011 A甲0012 A甲0013 A甲0014 B0001

建築大工（大工工事作業）

A甲0026 A甲0041 A甲0053 A甲0054 A甲0057 A甲0060 A甲0070 A甲0071

A甲0072 A甲0074 A甲0075 B0001 B0002 B0003 C0005 C0006 C0008 D0001

D0002 D0003

かわらぶき（かわらぶき作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0005 B0001 C0001 C0003

配管（建築配管作業）

A甲0001 A甲0005 A甲0008 A甲0011 A甲0014 A甲0021 A甲0024 A甲0025

A甲0026 A甲0027 A甲0028 A甲0029 A甲0033 A甲0034 A甲0035 A甲0036

A甲0037 B0001 B0004 C0005 C0008 C0011 C0013

厨房設備施工（厨房設備施工作業）

A甲0001

型枠施工（型枠工事作業）

A甲0001 A甲0002 C0001

鉄筋施工（鉄筋組立て作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0004

コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 B0001

ガラス施工（ガラス工事作業）

B0001

機械・プラント製図(機械製図CAD作業)

A甲0010 A甲0012

電気製図(配電盤・制御盤製図作業)

A甲0002 A甲0006

金属材料試験(組織試験作業)

A甲0005 C0001 C0003

塗装(鋼橋塗装作業)

A甲0001 A甲0003 C0002

(噴霧塗装作業)

D0001

義肢・装具製作(装具製作作業)

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008

A甲0009 B0001

3級

機械検査(機械検査作業)

A甲0001 A甲0002 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0009

A甲0010 A甲0011 A甲0014 A甲0015 A甲0016 A甲0017 A甲0018 A甲0019

A甲0020 A甲0021 A甲0022 A甲0023 A甲0024 A甲0025 A甲0026 A甲0027

A甲0029 A甲0031 A甲0032 A甲0033 A甲0034 A甲0035 A甲0036 A甲0037

A甲0038 A甲0039 A甲0040 A甲0041 A甲0042 A甲0043 A甲0044 A甲0045

A甲0046 A甲0047 A甲0048 A甲0050 A甲0051 A甲0052 A甲0053 A甲0054

A甲0055 A甲0056 A甲0057 A甲0058 A甲0059 A甲0061 A甲0063 A甲0065

A甲0067 A甲0068 A甲0069 A甲0071 A甲0072 A甲0073 A甲0074 A甲0075

A甲0076 A甲0077 A甲0078 A甲0080 A甲0081 A甲0082 A甲0083 A甲0084

A甲0085 A甲0086 A甲0087 A甲0088 A甲0089 A甲0091 A甲0092 A甲0093

A甲0094 A甲0095 A甲0096 A甲0097 A甲0098 A甲0099 A甲0101 B0001

B0003

電気機器組立て(シーケンス制御作業)

A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007

冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)

A甲0001 A甲0002 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008

A甲0009 A甲0010 A甲0011 A甲0012 A甲0013 A甲0014 A甲0015 A甲0016

A甲0017 A甲0018 A甲0019 A甲0021 B0003 B0004 B0005 C0001 C0003

C0004

和裁(和服製作作業)

A甲0001

建築大工(大工工事作業)

A甲0002 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008 A甲0009 A甲0010

A甲0011 A甲0012 A甲0013 A甲0014 A甲0015 A甲0016 A甲0017 A甲0018

A甲0019 A甲0021 A甲0022 A甲0023 A甲0025 A甲0026 A甲0027 A甲0028

A甲0029 A甲0030 A甲0031 A甲0032 A甲0033 A甲0034 A甲0035 A甲0036

A甲0037 A甲0039 A甲0040 A甲0041 A甲0042 A甲0046 A甲0047 A甲0048

A甲0049 A甲0050 A甲0051 A甲0052 A甲0053 A甲0054 A甲0055 A甲0056

A甲0057 A甲0059 A甲0060 A甲0061 A甲0062 A甲0063 A甲0064 A甲0065

A甲0066 A甲0068 A甲0070 A甲0071 A甲0072 A甲0073 A甲0074 A甲0075

A甲0077 A甲0078 A甲0079 A甲0080 A甲0081 A甲0083 A甲0087 A甲0088

A甲0089 A甲0090 A甲0091 A甲0092 A甲0093 A甲0094 A甲0095 A甲0096

A甲0098 A甲0099 A甲0100 A甲0101 A甲0102 A甲0103 A甲0104 A甲0105

A甲0106 B0001

配管(建築配管作業)

A甲0001 A甲0002 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0009 A甲0010 A甲0012  
 A甲0013 A甲0014 A甲0015 A甲0016 A甲0017 A甲0018 A甲0019 A甲0021  
 A甲0022 A甲0023 A甲0025 A甲0026 A甲0027 A甲0028 A甲0029 A甲0030  
 A甲0032 B0001 B0002 C0001 C0002

## 単一等級

## 製麺（機械生麺製造作業）

A甲0001 A甲0002 A甲0004 A甲0005 A甲0007 A甲0008 A甲0009 A甲0010  
 A甲0011 A甲0012 A甲0013 A甲0014 A甲0015 A甲0016 A甲0018

## 樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

A甲0001 A甲0002 B0003 C0002 C0003 C0004

## バルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

A甲0001 A甲0003 A甲0004 A甲0005 A甲0006 A甲0007 A甲0008 C0001  
 C0002 C0004

## 路面標示施工（加熱ペイントマシンマーカール工事作業）

D0001 D0002

## 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県の発注する工事の請負について、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成26年 3 月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 病院 第0005-00-02-05号  
十日町病院改築（第1工区）建築工事
- (2) 工事場所 新潟県十日町市高山32番地9 地内
- (3) 工事概要 構 造：プレキャストプレストレストコンクリート造（免震構造）  
階 数：地上6階 地下1階  
建築面積：1,790.33 m<sup>2</sup>  
延べ面積：8,016.44 m<sup>2</sup>  
最高高さ：地上29.29 m  
上記建物に係る建築工事他一式
- (4) 工 期 契約締結日から平成28年 3 月11日まで
- (5) 電子入札 本案件は、電子入札対象案件であり、参加資格確認申請書及び入札書の提出等は新潟県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行わなければならない。  
なお、電子入札システムを使用せずに入札に参加する場合の基準は、新潟県電子入札運用基準（工事・委託）（新潟県電子入札ポータルサイト <http://www.pref.niigata.lg.jp/dobokukanri/1256155374869.html> を参照。）による。
- (6) そ の 他 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事とする。

## 2 入札に関する必要事項を示す日時及び場所等

平成26年 3 月14日(金)から平成26年 5 月 7 日(水)まで

新潟県入札情報サービス (<https://www.ep-bis.pref.niigata.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>) にて公開する。

## 3 参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、5に定める資格を有することについて、次に定めるところにより特定共同企業体入札参加資格審査申請書等及び参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の審査及び確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び5に定める資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

## (1) 特定共同企業体入札参加資格審査申請書等の提出

ア 提出期間 平成26年 4 月 1 日(火)から平成26年 4 月 2 日(水)までの各日の午前9時から午後4時まで

- イ 提出書類 特定共同企業体入札参加資格審査申請書及び添付書類 2部
- ウ 提出方法 本人(法人にあつては代表権限を有する者。)又はその代理人の持参による。
- エ 提出場所 〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県土木部都市局営繕課十日町病院改築担当

## (2) 特定共同企業体の審査結果通知

- ア 特定共同企業体の審査結果は、申請者に平成26年4月4日(金)までにそれぞれ書面により通知する。
- イ 特定共同企業体としての資格が認められなかった者は、特定共同企業体の審査結果に関する通知書に指定された日(郵送の場合は、当日消印)までの間、その理由の説明を書面(様式自由)により請求することができる。

## (3) 参加資格確認申請書等の提出

- ア 提出期間 平成26年4月7日(月)から平成26年4月8日(火)までの各日の午前9時から午後4時まで(ただし、電子入札システム休止時間を除く。)
- イ 提出書類 参加資格確認申請書及び配置予定技術者の資格等に関する事項(別紙1及び添付資料)
- ウ 提出方法 原則として、電子入札システムを用いて提出すること。ただし、添付資料の容量の合計が3MBを超える場合は、電子入札システムを用いて参加資格申請書を提出するとともに添付資料を、紙入札による参加が認められた場合は、参加資格確認申請書及び必要な資料を、次の提出場所に郵送又は持参により提出すること。
- エ 提出場所 〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県土木部都市局営繕課十日町病院改築担当

## (4) 参加資格の確認結果通知

- ア 参加資格の確認結果は、申請者にそれぞれ電子入札システム(紙入札を認められた者に対しては書面)により、平成26年4月14日(月)(予定)までに通知する。
- イ 参加資格が認められなかった者は、参加資格の確認結果に関する通知書に指定された日(郵送の場合は、当日消印)までの間、その理由の説明を書面(様式自由)により請求することができる。

## 4 入札及び開札の日時

- (1) 受付期間 平成26年5月1日(木)午前9時から平成26年5月7日(水)午後4時まで(ただし、電子入札システムの休止時間を除く。)
- (2) 提出方法 原則として、電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、次の提出場所に郵送又は持参により提出すること。(郵送により提出した場合は、再度入札に参加できない。)
- (3) 提出場所 〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県土木部監理課建設業室
- (4) 開札日時 平成26年5月8日(木)午前9時以降
- (5) その他

## ア 入札金額の記載

落札にあたり、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(その金額に1円未満の端数があるとき、当該端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、契約希望金額の108分の100に相当する額を入札書に記載すること。

## イ 入札回数

2回を限度とする。

## ウ 落札者の決定

(ア) 開札後、最低価格入札者を落札候補者とし、落札は保留する。落札決定は、参加資格の審査を行ったのち実施する。当該落札候補者が資格を満たしていない場合は、次順位の低価格入札者から順次適格者が出るまで審査を行い、適格者が出たときに当該落札候補者を落札者とする。

ただし、予定価格を上回る価格の入札を行った者は落札者に決定しない。

## (イ) 低入札調査基準価格

低入札調査基準価格を設定するので、その価格を下回る入札者があった場合は、調査の後契約者を決定するものとする。

なお、低入札調査基準価格は予定価格の91%とし、低入札価格調査においては数値的失格基準を設定するので、この基準を満たさなかった場合は失格とする。

(参考) 次の項目に1つ以上該当した場合は、数値的基準を満たさず失格とする。



- ① 設計額における直接工事費の95%未満
  - ② 設計額における共通仮設費の90%未満
  - ③ 設計額における現場管理費相当額の80%未満
  - ④ 設計額における一般管理費等の30%未満
  - ⑤ 共通仮設費の各項目が適切に計上されていないこと
- 5 入札に参加する者に必要な資格
- 以下の要件を全て満たす特定共同企業体であること。
- (1) 構成員の数が3者であること。
  - (2) 代表構成員の出資比率は、他の構成員の出資比率と同一又はそれより大きいこと。
  - (3) 代表構成員以外の構成員の出資比率が、20%以上であること。
  - (4) 構成員が次に掲げる要件の全てを満たすこと。
    - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
    - イ 本件工事に係る特定共同企業体入札参加資格審査申請書を提出した日から本件工事の開札日までの間において新潟県知事から指名停止措置を受けた(指名停止期間の一部が属する場合を含む。)者でないこと。
    - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。(ただし、更生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)
    - エ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。(ただし、再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)
    - オ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づき、建築工事業に関し、特定建設業の許可を受けていること。
    - カ 新潟県建設工事入札参加資格審査規程(昭和58年新潟県告示第3296号)に基づく入札参加資格の審査(以下「入札参加資格審査」という。)を受け、建築一式工事に關し、平成26・27年度の入札参加資格者名簿に登載されていること。
  - (5) 本件工事に係る特定共同企業体として、入札参加資格審査を受け、平成26・27年度の入札参加資格者名簿に登載されていること。
  - (6) 構成員のうち、次に掲げる者がそれぞれ次に定める要件の全てを満たすこと。
    - ア 代表構成員  
平成26・27年度の入札参加資格審査において、建築一式工事に係る客観的事項としての経営事項審査の総合評定値が1,200点以上であること。
    - イ 代表構成員以外の構成員  
平成26・27年度の入札参加資格審査において、建築一式工事に係る客観的事項としての経営事項審査の総合評定値が850点以上であること。
  - (7) 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を本件工事に専任で配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者が現場代理人を兼務することを妨げない。
    - ア 代表構成員
      - ① 一級建築士又は一級建築施工管理技士(これと同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣が認定した者を含む。)の資格を有すること。
      - ② 建築工事の施工に関し、10年以上の経験を有すること。
      - ③ 監理技術者にあつては、建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
      - ④ 入札参加資格確認申請書の提出日以前に所属建設業者と3か月以上の雇用関係を有すること。
    - イ 代表構成員以外の構成員
      - ① 一級建築士又は一級建築施工管理技士(これと同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣が認定した者を含む。)の資格を有すること。
      - ② 入札参加資格確認申請書の提出日以前に所属建設業者と3か月以上の雇用関係を有すること。
  - (8) 上記(7)に掲げる専任者は、契約日以降において、他工事での主任技術者または監理技術者と重複しないこと。
- 6 無効入札
- 入札に参加する者に必要な資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第44条第1号又は第2号に該当する場合は、免除する。

## 8 契約の締結

契約の締結については、新潟県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年新潟県条例第5号）第2条に規定する新潟県議会の議決を要する。

## 9 落札者がいない場合の取扱い

本入札の結果、落札者がいない場合において、予定価格と入札者のうち最低の価格で入札した者の入札金額との差が予定価格の10%を超えない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、その者と見積り合わせを行った上で、随意契約により請負契約を締結する。

## 10 低入札調査基準価格未満の金額で契約を締結した場合の取り扱い

低入札調査基準価格未満の金額で契約を締結した場合は、次のとおりとする。

- (1) 上記7(2)にかかわらず、契約保証金は契約金額の10分の3の金額とする。
- (2) 本件工事において専任で配置する技術者の人数を企業体の各構成員から2名ずつとし、各構成員の配置する技術者は2名とも上記5(7)に掲げる要件を満たすこと。
- (3) 建設工事請負基準約款第35条又はダム建設工事請負約款第36条に定める前払金の割合は請負金額（当年度支払額）の10分の2以内とする。
- (4) 本件工事の工事成績評定点が60点未満の場合、企業体を構成する各構成員は新潟県が実施する入札に3ヶ月間参加できない。

## 11 その他

## (1) 設計図書の配布

ア 日時 平成26年4月14日(月)から平成26年5月7日(水)まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日は除く。）の各日の午前9時から午後4時まで  
受領には、確認結果通知書を印刷したものを提示すること。

イ 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県土木部都市局営繕課十日町病院改築担当

## (2) 設計図書その他入札に関する質問及びその回答

## ア 質問

- ① 質問方法 質問事項を記載した書面を受付場所に持参又は電子メールにより送信する方法による。
- ② 受付日時 平成26年4月14日(月)から平成26年4月25日(金)まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日は除く。）の各日の午前9時から午後5時まで
- ③ 受付場所 新潟県土木部監理課建設業室  
電子メール ngt080010@pref.niigata.lg.jp

## イ 回答

新潟県入札情報サービス (<https://www.ep-bis.pref.niigata.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>)にて平成26年4月30日(水)午後5時までに回答する。

## (3) 参加資格確認申請書等の取扱い

- ア 参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された参加資格確認申請書等は、返却しない。

## (4) 入札参加資格を受けていない者を構成員に含む特定共同企業体の取り扱い

5(4)カの入札参加資格審査を受けていない者を構成員に含む特定共同企業体は、特定共同企業体の入札参加資格審査申請と同時に当該構成員の入札参加資格審査申請を行うことができる。ただし、開札の時までに当該構成員及び特定共同企業体の入札参加資格を得る必要がある。

## (5) 問い合わせ先は、以下のとおりとする。

新潟県土木部都市局営繕課十日町病院改築担当  
電話番号 025-280-5874（直通）  
FAX番号 025-285-6840  
メールアドレス ngt160040@pref.niigata.lg.jp

## (6) その他

ア 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、契約当事者に関する記載部分を除き、日本語及び日本国通貨とする。

イ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び請負契約の内容に関しては、新潟県財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

## 12 Summary

(1) Project name : Tokamachi Hospital (1st construction area) Renovation Project

(2) Time and place of bidding :

9 : 00 a.m. Thursday, May 1st to 4 : 00 p.m. Monday, May 7, 2014 (excluding times the online bidding system is inactive)

Submission method :

Bidding takes place via the online bidding system. However, with permission, bidding forms may be submitted via post or brought in person to the following address (bids submitted by post are not eligible for re-submission) :

Public Works Contractors Office

Administrative Affairs Division

Department of Public Works

Niigata Prefectural Government

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

(3) A bidding explanation and further information is available at :

Public Buildings Division

Urban Planning Bureau

Department of Public Works

Niigata Prefectural Government

TEL : 025-280-5874(direct line)

FAX : 025-285-6840

Email : ngt160040@pref.niigata.lg.jp

(4) Submission of application for registering as a special joint enterprise :

Submission period :

Tuesday, April 1st to Wednesday, April 2nd, 2014

9 : 00 a.m. to 4 : 00 p.m. each day

Submission method :

Application must be submitted directly by the applicant or a proxy

Submission address :

Public Buildings Division

Urban Planning Bureau

Department of Public Works

Niigata Prefectural Government

4 - 1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

(5) Submission of qualification confirmation application :

Submission period :

Monday, April 7 to Tuesday, April 8, 2014

9 : 00 a.m. to 4 : 00 p.m. each day (excluding times the online bidding system is inactive)

Submission method :

Submissions take place via the online bidding system. However, if the combined size of the attached files exceeds 3MB, with permission, the application and necessary files can be submitted via post or brought in person to the following address along with submission of the application form via the online bidding system :

Public Buildings Division

Urban Planning Bureau

Department of Public Works  
Niigata Prefectural Government  
4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture  
950-8570

### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、除雪機械等について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

平成26年3月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 購入等件名及び数量

ア ロータリ除雪車(2.6m、220kW級、スイングオーガ装置付) 2台  
イ ロータリ除雪車(2.6m、220kW級、スイングオーガ装置、後輪ダブルタイヤ付) 7台

##### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

##### (3) 納入期限

平成26年10月31日(金)

##### (4) 納入場所

入札説明書による。

##### (5) 入札方法

落札決定に当たり、件名ごとに入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「除雪機械価格」という。)に自賠責保険料を加算した額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった除雪機械価格の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 平成26年4月1日以降有効な新潟県物品入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(4) 本調達物品の仕様に適合する物品であることが確認できた者であること。

(5) 当該調達物品納入後10年間以上の部品の供給が可能であり、また修理に必要なサービス工場等を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

#### 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にとっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

平成26年4月24日(木) 午後5時

## (5) 開札の日時及び場所

平成26年4月25日(金) 午前10時

新潟県庁出納局会計検査課入札室

## 4 その他

## (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

## (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成26年4月15日(火)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要

## (7) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

## (8) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (9) 契約の成立要件

上記1(1)の契約の締結については、新潟県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年新潟県条例第5号）第3条に規定する新潟県議会の議決を要するため、入札による落札者とは、議会の同意があったときに本契約となる旨を内容とする仮契約を締結する。

## (10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年1月新潟県告示第209号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## (11) 調達手続の停止

平成26年度新潟県一般会計予算が議決されなかった場合、本件調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

## (12) その他

詳細は入札説明書による。

## 5 Summary

## (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

① Rotary snow blower with snow bank clearing auger device (Clearing width: 2.6-meter class ; rated output: 220-kilowatt class) [2] units

② Rotary snow blower with snow bank clearing auger device and rear twin wheels (Clearing width: 2.6-meter class ; rated output: 220-kilowatt class) [7] units

## (2) Deadline for bid participant applications:

5 : 00P.M. April 15, 2014

## (3) Date of bid opening:

10 : 00A.M. April 25, 2014

## (4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury  
Niigata Prefectural Government  
4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture  
950-8570  
JAPAN  
TEL: 025-280-5490  
E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、A重油の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年3月14日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 購入等件名及び数量

日本工業規格で定めるA重油(LSA)平成26年度単価契約 40,000ℓ(需要見込数量)

##### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

##### (3) 納入期限

平成26年4月1日(火)から平成27年3月31日(火)までの間で当院が発注の都度指定する日

##### (4) 納入場所

新潟県立中央病院

##### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「燃料・油脂類」に登録されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

#### 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2323

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

#### 4 入札の日時及び場所

平成26年3月28日(金)午後5時00分

新潟県立中央病院講堂1

#### 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金  
免除する。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、上記2に規定する競争参加資格を証明する書類を3月26日（水）までに提出し、契約担当者の確認を受けなければならない。
- (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法  
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約の停止等  
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (9) その他  
詳細は入札説明書による。

---

#### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県立吉田病院の中央材料室業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年3月14日

新潟県立吉田病院長 田宮 洋一

#### 1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量  
新潟県立吉田病院の中央材料室業務一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 履行期間  
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで。
- (4) 履行場所  
新潟県立吉田病院
- (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 200床以上の病床数を有する病院の中央滅菌消毒業務及び物品管理業務を、平成20年1月1日以降12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。
- (6) 医療関連サービスマーク制度による院内滅菌消毒業務の認定を受けている者であること。
- (7) 医療関連サービスマーク制度による院外滅菌消毒業務の認定を受けている者であること。
- (8) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(9) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

### 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-0242

新潟県燕市吉田大保町32番14号

新潟県立吉田病院経営課

電話番号 0256-92-5111 内線413

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

### 4 入札、開札の日時及び場所

平成26年3月28日(金) 午前11時45分

新潟県立吉田病院会議室

### 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、上記2に規定する競争参加資格を証明する書類を3月24日(月)までに提出し、契約担当者の確認を受けなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 調達手続きの停止

平成26年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

---

#### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、コピー用紙について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年3月14日

新潟県立がんセンター新潟病院長 横山 晶

### 1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

---



コピー用紙 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間で、発注の都度指定する日

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

入札は1箱当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 本公告の日現在で、新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「文具事務機器類」に記載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 本調達物品の仕様に適合する物品であることを確認できる者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2314

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成26年3月20日(木)午前10時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成26年3月28日(金)午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立がんセンター新潟病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

- ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
- ② 詳細は入札説明書による。

---

**一般競争入札の実施について(公告)**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、リサイクルトナーについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年3月14日

新潟県立がんセンター新潟病院長 横山 晶

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

リサイクルトナー 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間で、発注の都度指定する日

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

入札は1箱当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 本公告の日現在で、新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「文具事務機器類」に記載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 本調達物品の仕様に適合する物品であることを確認できる者であること。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2314

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成26年3月20日(木)午前10時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成26年3月28日(金)午後1時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

## 5 その他

## (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

## (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立がんセンター新潟病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

## (6) 契約書作成の要否 要

## (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## (9) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

② 詳細は入札説明書による。

## 公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第2号

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月14日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則

新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(総務課)</p> <p><b>第3条</b> 総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 警察署協議会に関すること。</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>(広報広聴課)</p> <p><b>第4条</b> 広報広聴課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p>(生活安全部の分課)</p> <p><b>第11条</b> 生活安全部に、次の課を置く。</p> <p>(略)</p> <p>生活保安課</p> <p><u>サイバー犯罪対策課</u></p> <p>(生活保安課)</p> <p><b>第14条</b> 生活保安課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p>	<p>(総務課)</p> <p><b>第3条</b> 総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>(広報広聴課)</p> <p><b>第4条</b> 広報広聴課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 警察署協議会に関すること。</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p>(生活安全部の分課)</p> <p><b>第11条</b> 生活安全部に、次の課を置く。</p> <p>(略)</p> <p>生活保安課</p> <p>(生活保安課)</p> <p><b>第14条</b> 生活保安課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p><u>(14) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平</u></p>

(14) (略)

(サイバー犯罪対策課)

**第14条の2** サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) サイバー犯罪に係る総合対策に関すること。
- (2) サイバー犯罪の取締りに関すること。
- (3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）の施行に関すること。
- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）の施行に関すること。
- (5) サイバー犯罪の捜査に係る指導及び支援に関すること。

**第14条の3** (略)

(分駐隊等)

**第40条** 留置管理課、少年課、生活保安課、サイバー犯罪対策課、機動捜査隊、運転免許センター、交通機動隊及び高速道路交通警察隊に、分駐隊、支所又は方面隊を置く。

2 (略)

別表第1（第39条関係）

課名	名称	分掌事務
総務課	公安委員会事務	第3条第4号及び第5号に掲げる事務
	取調べ監督室	第3条第7号に掲げる事務
(略)		
広報広聴課	けいさつ相談室	第4条第5号に掲げる事務
	情報公開室	第4条第6号から第9号までに掲げる事務
(略)		
生活安全企画課	安全安心推進室	(略)
	(略)	(略)
少年課	(略)	(略)

成11年法律第128号)の施行及び同法に規定する犯罪の捜査に関すること。

(15) コンピュータ技術及び電子通信技術を使用した犯罪の捜査支援及び技術支援に関すること。

(16) (略)

**第14条の2** (略)

(分駐隊等)

**第40条** 留置管理課、捜査第一課、機動捜査隊、運転免許センター、交通機動隊及び高速道路交通警察隊に、分駐隊、支所又は方面隊を置く。

2 (略)

別表第1（第39条関係）

課名	名称	分掌事務
総務課	公安委員会事務室	第3条第4号に掲げる事務
	取調べ監督室	第3条第6号に掲げる事務
(略)		
広報広聴課	けいさつ相談室	第4条第6号に掲げる事務
	情報公開室	第4条第7号から第10号までに掲げる事務
(略)		
生活安全企画課	犯罪抑止総合対策室	(略)
	(略)	(略)
少年課	(略)	(略)
生活保安課	悪質金融事犯対策室	第14条第1号に掲げる事務のうち出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年

(略)		

別表第2 (第40条関係)

所属名	名称	位置
(略)		
少年課	長岡支所	長岡市
生活保安課	長岡支所	長岡市
サイバー犯罪対策課	長岡支所	長岡市
(略)		

別表第3 (第48条関係)

課名	職名	職務
(略)		
広報広聴課	広報管理官	第4条第1号から第3号までに掲げる事務
	報道官	第4条第4号に掲げる事務
	(略)	
(略)		
生活安全企画課	(略)	
	安全安心推進室長	安全安心推進室に関する事務
	(略)	
(略)		
生活保安課	経済環境捜査管理官	第14条に掲げる事務
サイバー犯罪対策課	サイバー犯罪対策管理官	サイバー犯罪対策に関する事務
地域課	地域調査官	課の事務のうち重要事項に関する事務
	地域指導官	地域警察の業務指導、教養及び企画調整に関する事務
	災害対策管理官	第15条第6号に掲げる事務
	地域指導室長	地域指導室に関する事務

		法律第195号)及び貸金業法(昭和58年法律第32号)に規定する犯罪並びに貸金業に関連する詐欺、暴行、脅迫等の事犯の取締りに関する事務
	サイバー犯罪対策室	第14条第14号及び第15号に掲げる事務
(略)		

別表第2 (第40条関係)

所属名	名称	位置
(略)		
捜査第一課	上越支所	上越市
(略)		

別表第3 (第48条関係)

課名	職名	職務	
(略)			
広報広聴課	広報管理官	第4条第1号から第4号までに掲げる事務	
	報道官	第4条第5号に掲げる事務	
	(略)		
(略)			
生活安全企画課	(略)		
	犯罪抑止総合対策室長	犯罪抑止総合対策室に関する事務	
	(略)		
(略)			
生活保安課	経済環境捜査管理官	第14条に掲げる事務(悪質金融事犯対策室長及びサイバー犯罪対策室長の分掌に属する事務を除く。)	
		悪質金融事犯対策室長	悪質金融事犯対策室に関する事務
		サイバー犯罪対策室長	サイバー犯罪対策室に関する事務
地域課	地域調査官	課の事務のうち重要事項に関する事務	
	地域指導官	地域警察の業務指導、教養及び企画調整に関する事務	

	航空隊長	航空隊に関する事務
	航空整備管理官	警察用航空機の整備に関する事務
(略)		

	災害対策管理官	第15条第6号に掲げる事務
	地域指導室長	地域指導室に関する事務
	航空隊長	航空隊に関する事務
通信指令課	通信指令システム管理官	通信指令システム管理に関する事務
(略)		

別表第4 (第56条関係)

警察署名	課名	分掌事務
新潟東	(略)	
	生活安全課	警察本部生活安全各課の所掌に属する事務
	(略)	
長岡上越	(略)	
	生活安全課	警察本部生活安全各課の所掌に属する事務
	(略)	
新潟西	(略)	
	生活安全課	警察本部生活安全各課の所掌に属する事務
	(略)	
新潟中央燕	(略)	
	生活安全課	警察本部生活安全各課の所掌に属する事務
	(略)	
江南 新潟北 佐渡西 佐渡東 新発田 村上 胎内 阿賀野 津川 五泉 秋葉 三条 新潟南	(略)	
	生活安全課	警察本部生活安全各課の所掌に属する事務
	(略)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	

別表第4 (第56条関係)

警察署名	課名	分掌事務
新潟東	(略)	
	生活安全課	警察本部生活安全各課の所掌に属する事務 生活安全企画課、少年課及び生活保安課
	(略)	
長岡上越	(略)	
	生活安全課	警察本部生活安全各課の所掌に属する事務 生活安全企画課、少年課及び生活保安課
	(略)	
新潟西	(略)	
	生活安全課	警察本部生活安全各課の所掌に属する事務 生活安全企画課、少年課及び生活保安課
	(略)	
新潟中央燕	(略)	
	生活安全課	警察本部生活安全各課の所掌に属する事務 生活安全企画課、少年課及び生活保安課
	(略)	
江南 新潟北 佐渡西 佐渡東 新発田 村上 胎内 阿賀野 津川 五泉 秋葉 三条 新潟南	(略)	
	生活安全課	警察本部生活安全各課の所掌に属する事務 生活安全企画課、少年課及び生活保安課
	(略)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	
	(略)	

西蒲 加茂 見附 与板 小千谷 小出 南魚沼 十日町 柏崎 妙高 糸魚川		西蒲 加茂 見附 与板 小千谷 小出 南魚沼 十日町 柏崎 妙高 糸魚川	
--	--	--	--

附 則

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

新潟県公安委員会規則第 3 号

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 3月14日

新潟県公安委員会

委員長 小 林 彰

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察職員の定員の部内配分に関する規則（昭和58年新潟県公安委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

	警 察 官					警察官以外 の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補（巡 査部長を含 む。）	巡 査	小 計		
警 察 本 部	70	123	742	201	1,136	442	1,578
警 察 学 校	1	2	16		19	3	22
警 察 署	60	157	1,646	975	2,838	144	2,982
初 任 科 生				132	132		132
合 計	131	282	2,404	1,308	4,125	589	4,714

附 則

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。



新潟県公安委員会規則第4号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月14日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後				改正前			
<b>別表</b>				<b>別表</b>			
署名	名称	位置	所管区域	署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
江南警察署	(略)			江南警察署	(略)		
	中野山交番	新潟市東区東中島1丁目	新潟市江南区のうち中野山 新潟市東区のうち石山団地、逢谷内の一部(大石排水路の南側の地域)、岡山の一部(市道太平岡山線3号及び岡山江口線の西側の地域)、下場、下場新町、下場本町、猿ヶ馬場、猿ヶ馬場1・2丁目、新岡山2丁目、児池、寺山の一部(大石排水路の南側の地域)、中島、中島1・2丁目、中野山、 <u>中野山1・2・3・4・5・6・7・8丁目</u> 、東中島1・2・3・4丁目、東中野山1・2・3・4・5・6・7丁目		中野山交番	新潟市東区東中島1丁目	新潟市江南区のうち中野山 新潟市東区のうち石山団地、逢谷内の一部(大石排水路の南側の地域)、岡山の一部(市道太平岡山線3号及び岡山江口線の西側の地域)、下場、下場新町、下場本町、猿ヶ馬場、猿ヶ馬場1・2丁目、新岡山2丁目、児池、寺山の一部(大石排水路の南側の地域)、中島、中島1・2丁目、 <u>中野山、中野山1・2・3・4・5・6・7丁目</u> 、東中島1・2・3・4丁目、東中野山1・2・3・4・5・6・7丁目
(略)				(略)			
(略)				(略)			
十日町警察署	十日町駅前交番	十日町市丑	十日町市のうち5番地から1303番地2、子、丑、寅(甲、乙)、卯、辰(甲、乙)、巳(甲、乙)、午、未(甲、乙)、申甲、酉(甲、乙)、戌、亥(甲、乙)、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、住吉町、下川原町、南新田町1・2・3丁目、	十日町警察署	十日町駅前交番	十日町市丑	十日町市のうち5番地から1303番地2、子、丑、寅(甲、乙)、卯、辰(甲、乙)、巳(甲、乙)、午、未(甲、乙)、申甲、酉(甲、乙)、戌、亥(甲、乙)、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、住吉町、下川原町、南新田町1・2・3丁目、

		河内町、千歳町1・2・3丁目、寿町1・2・3・4丁目、山本町、山本町1・2・3・4・5丁目、宮田町、錦町1・2丁目、美雪町1・2・3丁目、妻有町西1・2・3丁目、妻有町東1・2丁目、明石町、新座甲、新座乙(蕨平、上田原、三ツ山を除く。)、四日町新田、四日町、尾崎(太子堂を除く。)、川治、川治(乙、丙、丁)、山本、北新田、城之古、高山、高山(乙、丙)、八箇(甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛)、中新田、村山新田、大黒沢、小黒沢、泉、宇都宮、春日、中条の一部(五軒新田、入山)、伊達の一部(伊達本村)、高田町3丁目、丸山町、稲荷町3丁目、稲荷町3丁目北、稲荷町3丁目南、千代田町、 <u>本町1丁目上、本町西1丁目、袋町東、袋町中、袋町西、栄町、昭和町1丁目、本町1丁目下、本町東1丁目、本町2・3丁目、宮下町東、宮下町西、諏訪町、神明町、関口樋口町、水野町、若宮町</u>			河内町、千歳町1・2・3丁目、寿町1・2・3・4丁目、山本町、山本町1・2・3・4・5丁目、宮田町、錦町1・2丁目、美雪町1・2・3丁目、妻有町西1・2・3丁目、妻有町東1・2丁目、明石町、新座甲、新座乙(蕨平、上田原、三ツ山を除く。)、四日町新田、四日町、尾崎(太子堂を除く。)、川治、川治(乙、丙、丁)、山本、北新田、城之古、高山、高山(乙、丙)、八箇(甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛)、中新田、村山新田、大黒沢、小黒沢、泉、宇都宮、春日、中条の一部(五軒新田、入山)、伊達の一部(伊達本村)、高田町3丁目、丸山町、稲荷町3丁目、稲荷町3丁目北、稲荷町3丁目南、千代田町
	(略)		(略)		
松代交番	十日町市松代	十日町市のうち会沢、蒔平、池尻、池之畑、犬伏、苧島、海老、片桐山、蒲生、儀明、桐山、小荒戸、小池、小屋丸、清水、菅刈、仙納、太平、滝沢、田野倉、千年、寺田、中子、名平、松代、松代下山、松代田沢、松代東山、孟地、蓬平、 <u>室野、福島、奈良立、峠、木和田原</u>	松代交番	十日町市松代	十日町市のうち会沢、蒔平、池尻、池之畑、犬伏、苧島、海老、片桐山、蒲生、儀明、桐山、小荒戸、小池、小屋丸、清水、菅刈、仙納、太平、滝沢、田野倉、千年、寺田、中子、名平、松代、松代下山、松代田沢、松代東山、孟地、蓬平

					室野駐在所	十日町市室野	十日町市のうち室野、福島、奈良立、峠、木和田原
	(略)				(略)		
	(略)				(略)		
上越警察署	(略)				上越警察署	(略)	
	高田駅前交番	上越市仲町4丁目	上越市のうち仲町1・2・3・4・5・6丁目、本町1・2・3・4・5・6・7丁目、大町2・3・4・5丁目、寺町1・2・3丁目、昭和町1丁目、昭和町2丁目(旧大字土橋を除く。)、上昭和町、御殿山町、大貫3・4丁目、大字飯、滝寺(通称福岡団地を除く。)、下正善寺、中正善寺、上正善寺、宇津尾、上綱子、中ノ俣、大貫(通称金谷、神山地区を除く。)、塚田新田、京田		高田駅前交番	上越市仲町4丁目	上越市のうち仲町1・2・3・4・5・6丁目、本町1・2・3・4・5・6・7丁目、大町2・3・4・5丁目、寺町1・2・3丁目、昭和町1丁目、昭和町2丁目(旧大字土橋を除く。)、上昭和町、御殿山町、大字飯、滝寺(通称福岡団地を除く。)、下正善寺、中正善寺、上正善寺、宇津尾、上綱子、中ノ俣、大貫(通称金谷、神山地区を除く。)、塚田新田、京田
	春日山交番	上越市新光町1丁目	上越市のうち新町、新光町1・2丁目、中門前1・2・3丁目、木田1・2・3丁目、木田新田1・2丁目、藤巻、春日山町1・2・3丁目、大豆1・2丁目、春日野1・2丁目、昭和町2丁目の一部(旧大字土橋)、山屋敷町、大学前、藤野新田、富岡、大道福田、大字藤巻、土橋、岩木、滝寺の一部(通称福岡団地)、木田、薄袋、藤新田、宮野尾、牛池新田、春日、中門前、大豆、木田新田、中屋敷、寺分、愛宕国分、大場、毘沙門国分寺、藤野新田、富岡の一部(北陸自動車道南側の地域)		春日山交番	上越市新光町1丁目	上越市のうち新町、新光町1・2丁目、中門前1・2・3丁目、木田1・2・3丁目、木田新田1・2丁目、藤巻、春日山町1・2・3丁目、大豆1・2丁目、春日野1・2丁目、昭和町2丁目の一部(旧大字土橋)、山屋敷町、大学前、藤野新田、富岡、大字藤巻、大字土橋、岩木、滝寺の一部(通称福岡団地)、木田、薄袋、藤新田、宮野尾、牛池新田、春日、中門前、大豆、木田新田、中屋敷、寺分、愛宕国分、大場、毘沙門国分寺、藤野新田、富岡の一部(北陸自動車道南側の地域)
(略)					(略)		
	灰塚駐在所	上越市大字灰塚	上越市のうち大貫1・2丁目、大字灰塚、小滝、下馬場、朝日、黒田、上門前、地頭方、		灰塚駐在所	上越市大字灰塚	上越市のうち大字灰塚、小滝、下馬場、朝日、黒田、上門前、地頭方、青木、向橋、中

		青木、向橋、中田原、 塩荷谷、上湯谷、後谷、 大貫の一部（通称金 谷、神山地区）、上中 田、儀明			田原、塩荷谷、上湯谷、 後谷、大貫の一部（通 称金谷、神山地区）、上 中田、儀明
	(略)			(略)	
(略)				(略)	

附 則

この規則中別表十日町警察署の部松代交番の項の改正及び室野駐在所の項を削る改正は平成26年 4月 1日から、その他の改正は公布の日から施行する。